

令和２年度 議会改革特別委員会 運営方針

1 調査の目的

墨田区議会基本条例の運用その他議会改革に関する諸問題について、総合的に調査し対策を検討する。

2 調査のテーマ及びその内容

（テーマ） より「開かれた議会」及び一層の「議会活動の活性化」の実現を目指す。

（内 容）

墨田区議会基本条例の基本理念である「開かれた議会」及び「議会活動の活性化」を実現するため、「墨田区議会基本条例制定に関する報告書」（平成３１年３月６日）における今期（第１９期）への引継事項である「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」（その後、追加されたものを含む。）について、調査・検討を行う。

今年度は、当該検討課題のうち１７課題及び令和２年５月２６日の各派交渉会において本委員会で検討することとなった「オンライン会議」について、検討・決定する。

また、円滑かつ効率的な委員会運営に資するため、昨年度と同様に、「委員会における議題の整理及び方向性の確認に関すること」及び「その他委員会運営に関すること」を所掌する運営協議会を設置する。

3 調査期間及びスケジュール

別紙「令和２年度「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討スケジュール」のとおり

4 調査の手法等

項 目		予定の有無
行政調査の実施		○
議会基本条例 第 1 3 条関係	委員相互間の議論	○
	議事堂外の場所における委員会の開会	
	区民等との意見交換会等の開催	×
議会基本条例 第 1 4 条関係	政策立案及び政策提言の積極的な実施	○
	条例案（区長が提出した条例案に対する修正案を含む。）の提出	
議会基本条例 第 2 0 条関係	公聴会の開会	×
	参考人の招致	

概要

1 行政調査の実施

今年度、調査・決定する検討課題のうち、№20 「多様な意見聴取の方法」、№28 「議会図書室の管理及び運営（区立図書館との連携及び議会図書室の機能強化）」、№ 「タブレット端末の配布（ペーパーレス化）」、№29 「政治倫理に関する規程の策定」などに関して、既に運用実績がある議会に対し、経緯や運用事例等について行政調査を実施する。

2 委員相互間の議論

調査・検討に当たっては、委員相互間の議論を積極的に行う。

3 議事堂外の場所における委員会の開会

開かれた委員会の実現に向けた取組として、議事堂外の場所における委員会の開会及び休日等の開会を検討する。

4 政策立案及び政策提言の積極的な実施及び条例案（区長が提出した条例案に対する修正案を含む。）の提出

各検討課題について協議した結果、「条例を制定すべき」又は「区長又は議長へ提言すべき」とした事項については、条例案又は提言書をまとめていく。

5 参考人の招致

政治倫理に関する規程の策定等の検討に当たっては、必要に応じ、参考人の招致を予定する。